

国税関係書類のスキヤナ保存 要件緩和について

1. JIIMA について

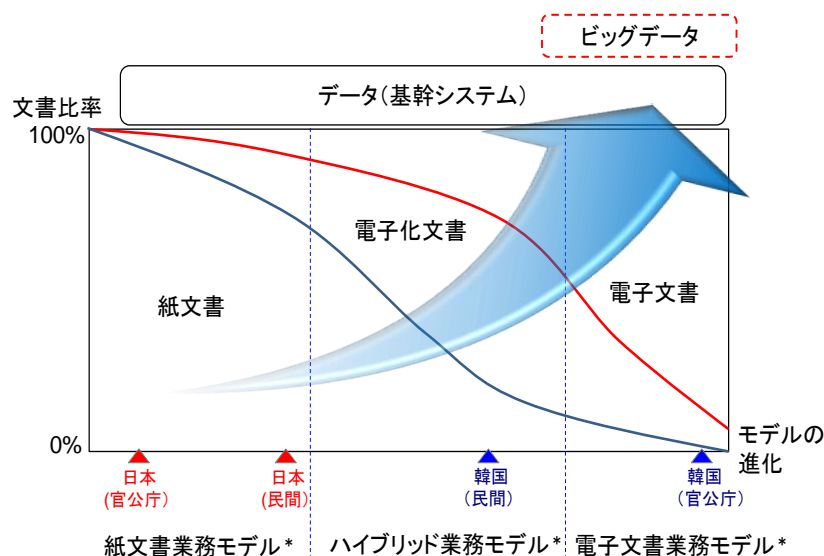
1958 年(昭和 33 年)日本マイクロ写真協会として設立、
1995 年(平成 7 年)日本画像情報マネジメント協会に名称変更、
2013 年(平成 25 年)公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
紙から電子の社会をめざして、文書情報マネジメント(文書管理)の普及啓発を
行っている公益法人。

2. 日本のオフィスは依然として「紙文書」中心

中央官庁の行政文書ファイルの 95.6%は紙媒体*、民間でも約 70%の保存書類は
税法で保存義務のある書類*とも言われているが、電子化の要件が厳しいために、
紙書類のまま保存が中心。

*内閣府公文書管理課 「平成 23 年度公文書等の管理等の状況について」22 頁

*例えば不採用見積書や設備装置(プラント)の補修図面・技術資料も税法での保存義務書類とされる。
また e-文書法で電子保存を許容する法律 251 本;1,418 条の内 792 条が国税関係で、最も要件が厳しい。



オフィス業務モデルの発展段階 概念図

*電子化文書;紙文書やマイクロフィルム文書を電子化した文書。(JIS Z 6015)

*電子文書;PC上のソフト等で作成された文書。(JIS Z 6015)

3. 米国や韓国から 大きく後れた「ガラパゴス日本」

米国民間 1997年に歳入庁より保存義務書類を電子化文書として保存し
紙書類の廃棄が容認される *参考事例 資料1・2

米国政府 2011年11月28日オバマ大統領覚書を発表
2016年12月までに連邦機関はアクセス可能な形式で電子メールの記録を保存
2019年12月までに連邦機関は永久保存記録を電子フォーマットで管理する
→紙文書業務モデルから電子文書業務モデルへの移行を表明。

韓国民間 保存義務書類は「公認電子文書保管所」で電子化保存を許容
韓国政府 大統領命令で電子政府を推進、2007年から行政文書～メモ報告まで
原則として全て電子文書業務モデルで行政を運用している。

4. 国税庁のスキヤナ保存承認件数は 7年間で 103件のみ

「帳簿書類の電子帳簿保存法による電磁的記録の承認件数は、133,240件で、対前年度8.2%の増加」と国税庁は発表されているが、内133,110件(大部分)が電算機による帳簿作成の承認件数であり、書類のスキヤナ保存承認累計は、7年間でわずか103件*に留まっている。

- *電子帳簿保存法による帳簿作成の電算化も、国税関係書類のスキヤナ保存もいずれも所管の税務署に申請し承認を得る必要がある。
- *国税関係書類のスキヤナ保存のためには、電子帳簿保存法による帳簿作成電算化の承認を得ていることが前提とされるが、スキヤナ保存申請時に厳格に電算機による帳簿作成プロセスを精査され基幹システムの変更を求められ、スキヤナ保存をあきらめるケースも発生。
- *国税統計年報書 平成23事務年度末現在の承認累計件数。

5. 裁判でも FAX や電子メールの証拠能力が認められる時代

原始証憑類のスキヤナ保存について国税庁が厳しい要件を求める理由のひとつに、刑事裁判での証拠能力のために真実性*と可視性*を担保する必要があると説明される。しかし現実の社会は電子化がどんどん進んでおり、偽造の容易なFAX や電子メールですら、内部規程等に従って通常業務の一環として作成された場合には証拠として認める、逆に故意に消去した場合は罪に問われる時代に入っている。

もはやいたずらに厳格な規定に固執し、民間の自由な電子化の動きを抑制する必要は無いのではないか。

- *真実性;電子文書・電子化文書の内容が故意や過失による虚偽入力、書換え(改ざん・すり替え)、消去、混合、隠匿、廃棄等がされていないこと。かつ改編や改ざんの事実の有無が確認できること。
- *可視性;電子文書・電子化文書の内容が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて、直ちに表示または書面出力できるように、措置されること。

6. 政府の対処方針は決定したはず

平成23年8月政府の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT戦略本部) 決定」として、国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件緩和について、以下の対処方針が決定したと公表されている。

- ①財務省は、帳簿書類の保存に関する実態(電子データによる保存及び紙ベースでの保存)を把握するとともに、業界団体等の技術面の協力を得て、電子データによる帳簿書類の保存に関する技術動向の把握を行う。
＜平成 23 年度中措置＞
- ②財務省は、把握した実態や技術動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲の検討を行う。＜平成 24 年度以降検討開始＞

平成 24 年度以降、財務省は具体的に検討を行なわれているのでしょうか？

7. 民間事業者からの要件緩和への強い要望

この政府決定を受けて、国税庁は平成 24 年 1～2 月に「税務関連帳簿・書類の保存に関する実態把握のためのアンケート」調査を実施、JIIMA も経団連と連携して会員企業やその取引先に調査を依頼した。

その結果は国税庁で集計され、非公開とされたため不詳であるが、経団連と JIIMA が集めた民間事業者からの「4. その他自由意見」には、62 件の切実な要望が寄せられている。

8. 民間事業者での税務関係書類保存の負担コストと電子化の効果予想

経団連の調査によれば、民間企業の税務関係書類の年間保存費用は約 3000 億円*に及ぶとされている。事実、我が国では金融・生損保・リース・クレジット・宅配便業界を中心に、「事務センター」と称される書類工場が郊外に存在し、膨大な紙の証憑や契約申込書類が保管されている。その維持コストを考えれば、これらの業界を中心に優に年間 3000 億円以上の負担コストが投入されていると思われる。我が国の民間企業172社を調査した結果では、書類保存量は一人当たり 7.9fm (ファイルメータ)*であるのに対して、電子化先進国である韓国大手企業のペーパーレス事例(約 1.4fm/1人の実績)から、スキャナ保存要件が大幅に緩和されれば紙文書量の 50%は十分に削減可能であろうと想定される。

その場合は、年間 1500 億円のコストカットが短期間で実現可能と予想される。

*「税務書類の電子保存に関する報告書」経団連 情報通信委員会 2004 年 3 月

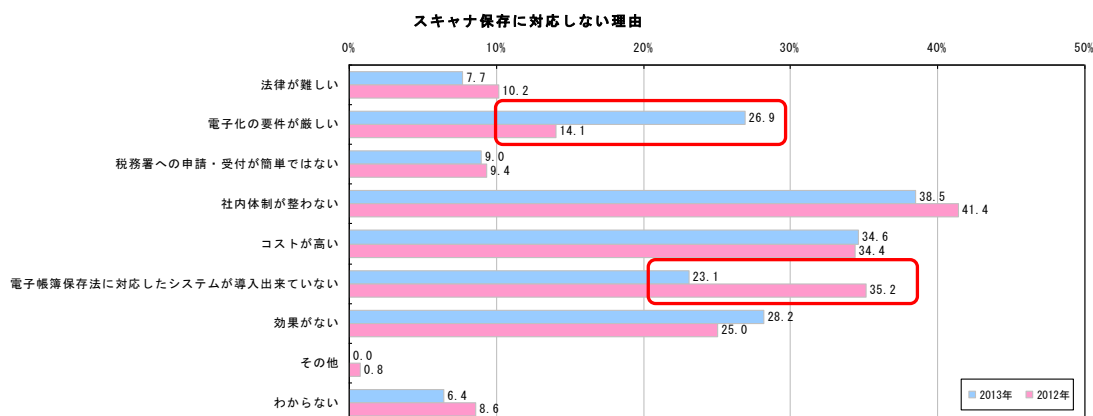
*株式会社エフ・エム・ソリューション 1983 年～2007 年民間オフィスと書庫を実測調査した平均

9. JIIMA のスキャナ保存 要件緩和の要望(骨子)

- (1) 領収書等のスキャナ保存を 3 万円未満に限る制約は、著しく業務を非効率化するので、撤廃をお願いしたい。仮に 5 万円未満とされた程度では無意味。
- (2) 本人確認方法を電子署名法に基づく「電子署名」に限定しているが、これは個人の実印相当であり、有効期間が最長 5 年しかなく、海外では無効である。
民間事業者が使い易い企業内での ID+PW による本人確認(認印相当)も、許容して頂きたい。
- (3) 3 年経過後の契約申込書や証憑類は、マイクロフィルム化が許容されているので、同様に企業の自己責任でスキャナ保存を許容するべき。
- (4) 業務サイクル方式でスキャナ保存を行う場合、電子帳簿保存法の承認を必要とする規制を撤廃して頂きたい。

10. JIIMA によるインターネット調査*の結果

国税関係書類のスキャナ保存に対応しない理由



問17. スキャナ保存に対応しない理由について、当てはまるものをお選びください。

	2013年 (n = 78, 複数回答)		2012年 (n = 128, 複数回答)	
	件数	構成比	件数	構成比
法律が難しい	6	7.7	13	10.2
電子化の要件が厳しい	21	26.9	18	14.1
税務署への申請・受付が簡単ではない	7	9.0	12	9.4
社内体制が整わない	30	38.5	53	41.4
コストが高い	27	34.6	44	34.4
電子帳簿保存法に対応したシステムが導入出来ていない	18	23.1	45	35.2
効果がない	22	28.2	32	25.0
その他	0	0.0	1	0.8
わからない	5	6.4	11	8.6
	78	-	128	-

要件や制度の問題
2013年：43.6% ← 2012年：33.7%

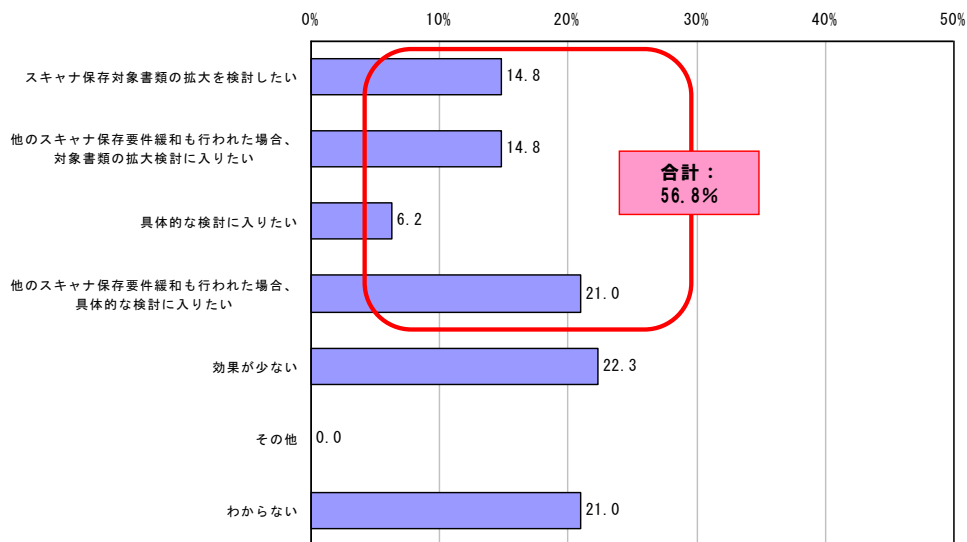
制度へ対応するためのコストの問題
2013年：57.7% ← 2012年：69.6%

法律や要件、制度上の問題を指摘する意見が 44%もあり、前年調査より上昇、コストの問題を指摘する意見は前年 70%→本年 58%に減少している。

*平成 25 年 4~5 月、IT や経理に関与する層から電子帳簿保存法と e-文書法の理解度を確認して抽出した 305 名を対象に、インターネット調査を実施した。

11. 3万円未満の領収書等に限る制約が撤廃された場合

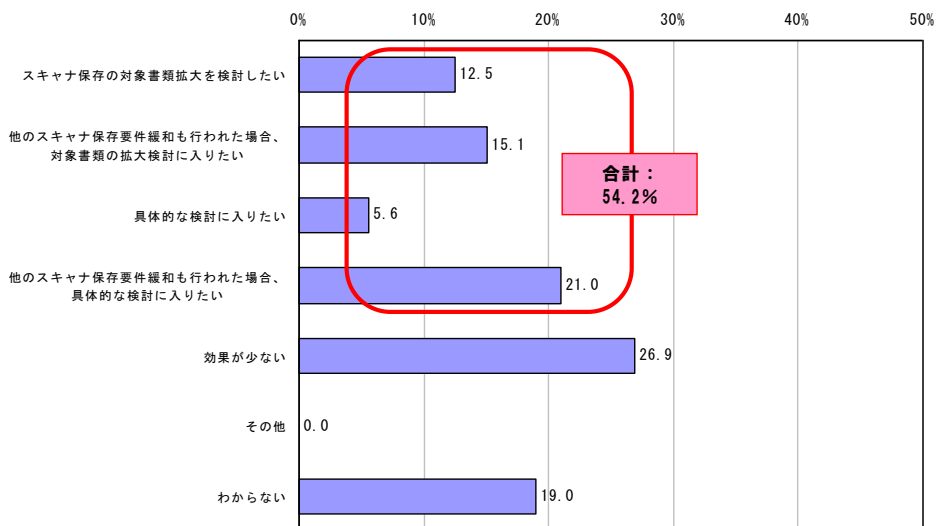
領収書等のスキャナ保存を3万円未満に限る規制が撤廃された場合 (n = 305)



21%が対象書類の拡大や具体的な検討に入りたいと回答し、他の要件緩和も行われた場合も加えると57%が前向きな回答をしており、効果が見込まれる。

12. 電子署名の代替手段としてID+PWによる本人確認が許容された場合

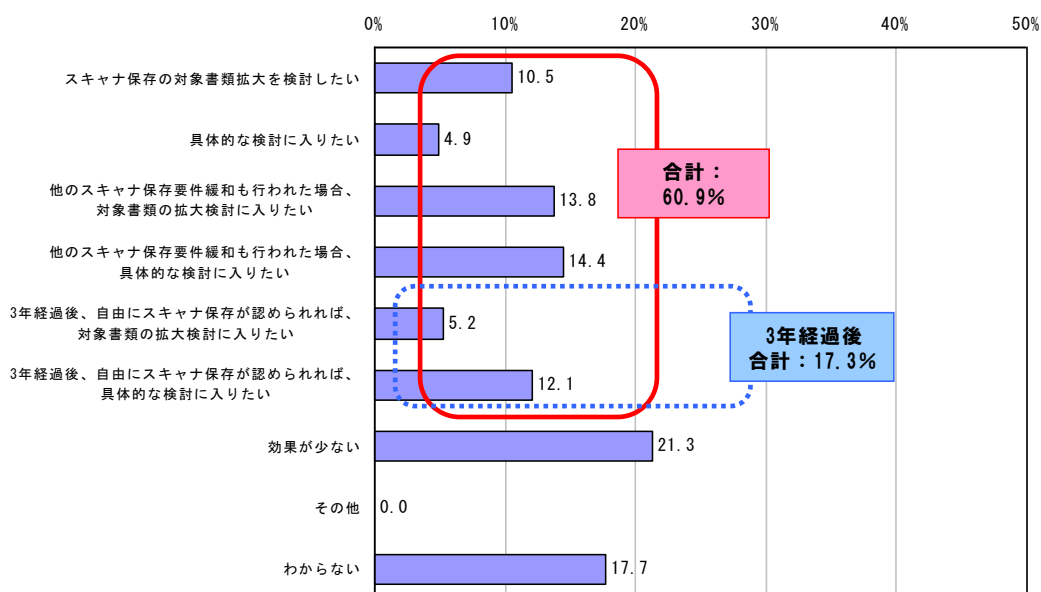
電子署名の代替として、内部統制制度を前提にIDとパスワードによる本人確認が許容された場合 (n = 305)



民間事業者の業務では使いにくい電子署名の代替として許容された場合、18%が対象資料の拡大や具体的な検討に入りたいと回答し、他の要件緩和も行われた場合も加えると54%が前向きな回答をしており、効果が見込まれる。

13. 電子帳簿保存法の承認を必要とする規制が撤廃された場合

業務サイクル方式でスキャナ保存する場合に電子帳簿保存法の承認を受けている必要がある条件が撤廃された場合 (n = 305)



民間事業者の大部分が行っている 1 ヶ月の業務サイクル方式*でスキャナ保存を行う場合、電子帳簿保存法の承認前提が撤廃された場合、44%が対象資料の拡大や具体的な検討に入りたいと回答し、3年経過後のスキャナ保存が許容された場合は17%が検討に入ると回答、合計では61%が前向きな回答をしており、効果が見込まれる。

*業務サイクル方式;事業者が事務処理規程で定めた期間内(1ヶ月と1週間以内)にスキャナ保存を行う方式で、最も一般的な月次方式。

おわりに

JIIMA は引き続き、財務省や国税庁にスキャナ保存の要件を緩和して頂くため、経団連等と協働して民間事業者の実態調査や技術情報の提供に努め、紙から電子の社会をめざす公益活動を進めて参ります。

内閣府 規制改革会議でも本テーマを推進されますよう、切望いたします。